

公告

令和4年5月9日

豊橋市長 浅井由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市公園照明灯 LED 化事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「業務説明書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和15年3月31日まで

(4) 業務場所

豊橋市市内一円

(5) 契約上限金額

金 230,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

(1) 応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業又はグループ(複数の企業の共同)とする。

(2) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

ア 事業役割…本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責めを担う。

イ 施工役割…施工に関する業務を全て実施する。

ウ 金融役割…資金調達、回収業務、保険業務等を実施する。

エ 維持管理役割…業務期間中における対象設備の維持管理を行う。

オ その他役割…ア～エ以外の設計、器具供給、公園照明灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

(3) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。なお、グループの場合、ア及びイについては事業役割が、ウ～キについては各構成員が、クについては事業役割及び施工役割が、ケ及びコについては施工役割が要件を満たすこと。

ア 令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種において、大分類「役務の提供等」中分類「建物等各種施設管理」小分類「機械設備保守点検」細分類「街灯・屋外照明灯設備」、又は、中分類「リース・レンタル」小分類「機械器具」について登録されていること。

- イ 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- カ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ク 自治体の所有する公園照明灯又は道路照明灯の ESCO 事業、リース事業等による LED 化事業実施の実績について 1 事業当たり 500 灯以上の実績を有していること。（実績は令和 4 年 4 月 1 日現在において工事が完了しているものを指す。）
- ケ 本市が発注する電気工事における競争入札資格を有しており、かつ、建設業法第 3 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
- コ 監理技術者（電気工事）を配置できること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市都市計画部公園緑地課

電 話：0532-51-2651

ファックス：0532-56-1230

電子メールアドレス：koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市都市計画部公園緑地課ホームページ：

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2986.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（土・日曜・祝日・休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

オ 提案資格の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書」により通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和4年6月22日（水）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

エ 提出方法

持参（土・日曜・祝日・休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の手続き及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市公園照明灯LED化事業委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

提案者が5者以上の場合には、全ての提案書を審査し、上位4者を第二次審査対象者として選定する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和4年7月20日（水）頃

日時、場所及び留意事項等については令和4年7月1日頃までに別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

- イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ウ 実施要領に示した提案書における提示条件に違反した提案
- エ 見積金額が契約上限金額を超える提案
- オ 業者と評価委員の接触の事案が認められた場合など、評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) その他詳細は、「豊橋市公園照明灯 LED 化事業委託業務プロポーザル実施要領」による。